

船橋市文化振興推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 船橋市文化振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、文化振興施策の評価、提言等を行うことにより、文化振興施策の総合的な推進を図るため、船橋市文化振興推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化振興施策の進捗状況の把握及び評価に関すること。
- (2) 基本方針の改定及び更新に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) その他教育委員会が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

2 議長は、必要に応じて委員以外の者に対し、資料の提出又は会議への出席を求めることができる。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前各項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査を行い、文化振興施策を推進するため、必要に応じて協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合は、非公開とすることができる。

(事務局)

第9条 協議会及び専門部会の事務を処理するため、生涯学習部文化課に事務局を置く。

(災害補償)

第10条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて補償するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月16日から施行する。